

子どもの区分（「保育の必要性」の認定区分）

子どもの区分（「保育の必要性」の認定区分）		提供体制の対象となる教育・保育施設等
1号認定児	保育を必要としない3～5歳児	認定こども園、幼稚園
2号認定児	保育を必要とする3～5歳児	認定こども園、保育所、（幼稚園）
3号認定児	保育を必要とする0～2歳児	認定こども園、保育所 地域型保育事業

※保護者からの申請に基づき、市町村が個々の子どもについて「保育の必要性」の認定を行い、「支給認定証」を交付。

※保護者は、認定内容に応じた教育・保育施設等で、子どもに対する教育・保育サービス及び給付を受けることができる。